

会議議事録

会議名	第10回四国中央市都市計画審議会
開催日時	平成27年5月14日(木) 午前10時00分～午前11時30分
開催場所	四国中央市消防防災センター4階 401会議室
出席者	委員 11名 (篠原 正能、石川 邦彦、尾藤 淳一、高橋 英樹、藤田 浩晃、 三宅 繁博、曾我部 清、越智 節雄、早田 亮、星川 俊之、大尾 博文)  真鍋副市長、喜井建設部長、事務局 8名
傍聴者	一般 0名 報道関係者 1名
会議次第	【式次第】 1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 委嘱状交付 4. 会長あいさつ 5. 議事 (議案1)四国中央都市計画用途地域の変更等について (議案2)四国中央都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について  6. その他 ・四国中央市立地適正化計画の策定について ・四国中央市景観計画の策定について ・川之江地区まちづくり計画事業の進捗状況について  7. 閉会

【会議内容】

1. 開会	三崎敦夫都市計画課長により開会
2. 市長挨拶	真鍋讓副市長の挨拶
3. 委嘱状交付	真鍋讓副市長より委嘱状交付
4. 会長挨拶	篠原正能会長より挨拶 会長により、報道取材の写真撮影は議事開始より10分間許可
5. 議事	(議案1)四国中央都市計画用途地域の変更等について  (事務局説明) ・四国中央都市計画用途地域の変更 ・四国中央都市計画準防火地域の変更

・四国中央都市計画特別用途地区の決定

(会長)

本件について質問はありますでしょうか。

(委員)

市役所土居庁舎付近について、用途地域が無指定から準住居へ変更ということだが、基本的なことであるが用途地域の無指定の考え方や準住居地域の指定の考え方について教えてください。

(事務局)

用途地域が無指定の地域については、建築規制が緩い地域となります。ただし、無指定の地域についてはほとんどが農業振興地域に指定されており、農業を振興すべき地域と位置づけられています。土居庁舎周辺については、地区計画策定の際に、農業と調整済みであります。地区計画の土地利用に沿った用途地域を指定し、街づくりを進める地域とするものです。また今回の用途地域変更にあたって、地区計画の区域の他に地域拠点である土居庁舎を新たに用途地域に指定することとしました。

(委員)

市役所本庁舎付近の準防火地域の指定について、防火地域との違いはなにか、また指定理由について伺います。

(事務局)

防火地域は準防火地域よりも規制が厳しくなります。当市では、伊予三島、川之江の駅周辺の商業系用途地域に準防火地域が指定されております。今回指定する市役所本庁舎周辺については、駅周辺の商業系用途地域と繋がるようになり、連続性を考慮して指定したものです。

(委員)

近隣商業と準防火が重なっているが、準防火地域とはどのようなものでしょうか。

(事務局)

商業系の用途地域は建ぺい率が高く、密集した建築物が集積しやすい地域になります。延焼防止の観点から、建築物の構造を耐火構造等に規制する準防火地域を併せて指定するという考え方になります。

(会長)

他に意見のある方はおられるでしょうか。

無いようですのでお諮りします。本件についてご異議ございませんでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、市長の諮問案件「四国中央都市計画用途地域等の変更について」は意義なしの答申をすることとします。

(議案2) 四国中央都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(事務局説明)

(会長)

本件について質問はありますでしょうか。

(委員)

29p「立地適正化計画を策定し、都市拠点及び生活拠点並びにその周辺については、一定の人口密度を維持し」とあるが、これはどの程度のものを計画しようとしているのでしょうか。人口密度といっても色々な街で色々な形があると思いますが。

(事務局)

市が策定する立地適正化計画の概要については、議事終了後、事務局からご説明いたします。全国的に少子高齢化による人口減が問題となっており、当市においても現在の約9万人から20年後には7万5,000人程度に減少することが想定されており、街の分散による都市機能の利便性の低下が危惧されます。そのため、人口密度が高い地域については、病院や公共施設等を集約し、居住を誘導することにより、現在の人口密度を維持して都市機能の低下を防ぐというのが根底の考え方になります。人口密度についての基準は特にございませんが、現在の都市機能の水準を維持するという目的で、今後三年間かけて立地適正化計画を策定することを考えております。

(委員)

全国的にも空き家対策が問題となっておりますが、一方で開発された、これから開発されてゆく市街地があり、一方で取り残された旧市街地があります。このあたりを慎重に検討してもらいたいと思います。取り残されていく街も計画の範囲内として検討していただければと思います。

(事務局)

十分検討しながら進めて行きたいと思います。

(委員)

72p(2)避難地の整備について「災害時の緊急支援物資の輸送等、防災活動拠点として伊予三島運動公園の整備を図る」とありますが、南海トラフ地震で液状化が発生すると、防災活動ができなくなる可能性があると思いますが、どのように考えておられるのでしょうか。浜公園についても指定されているが考え方を伺います。

(事務局)

伊予三島運動公園や浜公園は海岸に近い位置であるため、地震の際にはご指摘のような危惧もあろうかと思えます。しかし、災害とは大雨等地震以外の災害も想定しております。臨海部から遠隔にある公園としては、県の広域防災拠点として指定されている、やまじ風公園が避難地として位置づけられております。市内には他に大きな規模の公園として三島公園がありますが、平地でないためヘリコプターの離発着に支障が考えられます。

以上のことから伊予三島は伊予三島運動公園、川之江は浜公園、土居町はやまじ風公園と分散した3つの公園を防災のための施設として整備すると位置づけたものです。

(会長)

他に意見のある方はおられるでしょうか。

無いようですのでお諮りします。本件についてご異議ございませんでしょうか。

	<p>(委員一同) 異議なし。</p> <p>(会長) 異議がないようですので、市長の諮問案件「四国中央都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は意義なしの答申をすることとします。以上を持ちまして本日予定しておりました議事が終了しました。</p>
6. その他	<p>(事務局説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四国中央市立地適正化計画の策定について</li> <li>・ 四国中央市景観計画の策定について</li> <li>・ 川之江地区まちづくり計画事業の進捗状況について</li> </ul>
7. 閉会	喜井孝志建設部長により閉会